

（公共工事の前金払）

第83条の2 保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該工事の請負代金額又は委託金額が100万円以上（設計、調査又は測量に係るものにあつては、300万円以上）である場合に限り、その4割以内（設計、調査、測量又は当該工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものにあつては、3割以内）の額の前金払をすることができる。

2 前項の規定により前金払をした公共工事（設計、調査、測量又は当該工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものを除く。）において、施行規則附則第3条第2項各号に掲げる要件に該当し、かつ、同項に規定する前金払についての前項の保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、同項の前金払に追加して、当該工事の請負金額の2割以内の額の前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

（省略）

（一般競争入札の参加者の資格）

第110条 施行令第167条の5第1項の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は、市長が別に定め、掲示その他の方法により公示するものとする。

2 前項の場合において、入札に参加しようとする者は、当該入札に参加する者として必要な資格を有することについて契約権者の確認を受けなければならない旨を併せて公示するものとする。

3 施行令第167条の5の2の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は、市長が別に定める。

第111条 削除

（一般競争入札の公告）

第112条 一般競争入札を執行しようとするときは、入札期日（電子入札システム（工事請負又は設計、測量及び調査の委託に係る一般競争入札に関する事務をインターネットを利用して処理する情報処理システムをいう。以下この節及び次節において同じ。）及び市有財産売却システム（物品の売払いに係る一般競争入札に関する事務をインターネットを利用して処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）による一般競争入札にあつては、入札期間の末日）の前日から起算して少なくとも10日前までに施行令第167条の6に規定する事項を、いわき市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に公告しなければならない。

ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができるものとし、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）の適用を受ける工事請負の入札で見積期間の定められているものについては業法第20条の規定による。

2 公告には、前項に規定するもののほか、少なくとも次に掲げる事項の記載がなければならない。

- (1) 入札に付す事項
 - (2) 入札書（電子入札システム及び市有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、入札金額その他入札に必要な所定の事項を記録した電磁的記録。以下この節（第119条第1項を除く。）において同じ。）の提出方法に関する事項
 - (3) 契約条項を示す場所及び期間に関する事項
 - (4) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (5) 入札に参加する資格を有することについて、契約権者の確認を受けなければならない旨
 - (6) 入札期間、開札の場所及び日時に関する事項（電子入札システム及び市有財産売却システムによる一般競争入札の場合に限る。）
 - (7) 予定価格に関する事項（市有財産売却システムによる一般競争入札の場合に限る。）
 - (8) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに契約が成立する旨
 - (9) その他必要な事項
- （入札保証金の額）

第113条 施行令第167条の7第1項の規定による入札保証金の額は、その者の見積りに係る入札金額（単価による契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の3（市有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、当該一般競争入札に係る予定価格の100分の10）以上の額に相当する額とする。

（入札保証金の納付）

第114条 入札保証金は、入札に参加しようとする者が、当該入札を執行するまで（電子入札システムによる入札にあつては、入札書を送信するまで）に現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）又は第218条第1項に規定する有価証券で納付しなければならない。ただし、市有財産売却システムによる入札に参加しようとする者について、当該市有財産売却システムを管理する事業者が当該入札に係る入札保証金の担保を契約権者に提供したときは、当該担保の提供をもつて入札保証金の納付に代えることができる。

（入札保証金の減免）

第115条 施行令第167条の7第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 施行令第167条の5第1項の資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 一般競争入札に参加しようとする者が、過去2年間に市若しくは他の地方公共団体又は国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公庫等を含む。以下同じ。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

2 前項第1号の規定により入札保証金の全部又は一部を納めさせないときは、当該一般競争入札に参加しようとする者をして、当該入札保証保険に係る保険証券を提出させなければならない。

（入札保証金の還付）

第116条 入札保証金は、落札者が決定した後に、落札者以外の者に対しては、直ちに請求書の提出を受けて、これと引換えに還付するものとする。

2 落札者に対しては、法第234条第5項の規定により契約が確定した後、入札保証金還付請求書の提出を受けてこれと引換えに還付するものとする。ただし、当該落札者の同意を得て契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

（入札違約金の徴収）

第116条の2 第115条第1項の規定により入札保証金の納付を免除された者が落札者になった場合において、当該落札者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価による契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。

（予定価格の決定）

第117条 一般競争入札を執行するときは、執行する事項に関する仕様書、設計書等により、予算の範囲内で、予定価格を決定し、予定価格書（第81号様式及び第81号様式の2）を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、30万円未満の契約の場合は、予定価格書の作成を省略することができる。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、供給、売買、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市有財産売却システムによる一般競争入札を執行するときは、当該一般競争入札を執行する前に予定価格を公表するとともに、これを市有財産売却システムに登録しなければならない。

ない。

(最低制限価格)

第118条 施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合は、その都度個々の契約につき、これを定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を定めた場合は、予定価格書に併記しなければならない。

3 最低制限価格を付することとなつたときは、第112条の規定による公告において、最低制限価格を付した旨を明らかにしなければならない。

(入札)

第119条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札執行前に入札保証金を納め、仕様書、図面、見本、契約事項、入札心得及び現場等を熟覧のうえ、入札書（第131号様式及び第131号様式の2）を作成し、入札保証金を納付したことを証する書面その他指定する書類を所定場所及び日時までに契約権者に提出しなければならない。この場合において、代理人に入札させるときは、併せて委任状を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムによる一般競争入札に参加しようとする者は、入札書を送信する前に入札保証金を納め、仕様書、図面、見本、契約事項、入札心得及び現場等を熟覧の上、所定の入札期間内に入札書を電子入札システムにより契約権者に送信しなければならない。ただし、天災地変等により電子入札システムによる一般競争入札に参加することができないと契約権者が認めるときは、この限りでない。

3 前項の入札書は、電子入札システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に契約権者に到達したものとみなす。

4 第1項前段の規定にかかわらず、市有財産売却システムによる一般競争入札に参加しようとする者は、所定の入札期間内に入札書を市有財産売却システムにより当該市有財産売却システムを管理する事業者に送信しなければならない。

5 前項の入札書は、市有財産売却システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市有財産売却システムに係る電子計算機に備えられた契約権者が指定するファイルに到達したものとみなす。

(入札代理等の禁止)

第120条 入札者及びその代理人は、他の入札者の代理人となり、また数人共同して入札することはできない。

(入札の無効)

第121条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がない者が行つた入札
- (2) 所定の日まで所定の入札保証金を納付しないで行つた入札
- (3) 入札書に記載した金額その他が不明確な入札
- (4) 同一入札に他人の代理人を兼ね、又は2通以上行つた入札
- (5) 入札書に記名押印（電子入札システム及び市有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、入札者についての認証）のない入札
- (6) 連合その他の不正の行為によつてされたと認められる入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この規則又は特に指定した事項に違反して行つた入札

(入札の中止)

第122条 天災地変等により入札の執行ができなくなつたとき、又は契約権者が不適當と認めたときはその執行を延期し、又は中止することができる。

(落札の通知)

第123条 落札者が決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に口頭又は落札決定通知書（第132号様式）により通知するものとする。ただし、電子入札システム及び市有財産売却システムによる一般競争入札の場合は、この限りでない。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第124条 施行令第167条の11第2項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格は、市長が別に定め、掲示その他の方法により公示するものとする。

2 第110条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

第125条 指名競争入札の指名を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書（第133号様式、第133号様式の2、第133号様式の3及び第133号様式の4）に、別に定める書類を添付して、市長に指名競争入札に参加する資格の審査を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、必要な審査を行い、指名競争入札に参加する資格を認めた者を登録するものとする。この場合においては、登録通知書（第134号様式）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

3 市長は、登録を受けた者が施行令第167条の11の規定による資格を失つたと認めたとき、又は資格に変更があつたと認めたときは、登録を取り消し、又は変更することができる。この場合には、当該登録者に

その旨を通知しなければならない。

(指名競争入札参加者の指名)

第126条 指名競争入札の方法により、契約を締結しようとするときは、登録を受けた者の中よりなるべく5人以上の者を選定し、入札指名通知書(第135号様式及び第135号様式の2)により通知しなければならない。

2 前項の規定により指名競争入札に付する契約の入札者を指名したときは、当該入札者に対し、第112条第2項各号(第5号を除く。)に掲げる事項を通知しなければならない。

(一般競争入札の規定の準用)

第127条 第113条から第123条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。この場合において、第115条第1項第2号中「第167条の5第1項」とあるのは「第167条の11第2項」と、第118条第3項中「第112条の規定による公告」とあるのは「第126条の規定による通知」と読み替えるものとする。

第3節 随意契約

(予定価格の限度額)

第128条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(契約の内容等の公表)

第128条の2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ、契約に係る発注の見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(予定価格の決定)

第128条の3 契約権者は、施行令第167条の2の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、

第117条の規定に準じ予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴収)

第129条 契約権者は、随意契約に付そうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（工事請負又は設計、測量及び調査の委託に係る随意契約に関する事務をインターネットを利用して処理する情報処理システムによる随意契約にあつては、見積金額その他随意契約に必要な所定の事項を記録した電磁的記録。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の内容により2人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要性がないと認めたときは、この限りでない。

第130条 削除

第4節 契約の締結

(契約書の作成)

第131条 契約権者は、契約の相手方が確定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の金額
- (3) 契約履行の期限又は期間
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 保証金額及び契約違反の場合における保証金の処分に関する事項
- (7) 監督又は検査に関する事項
- (8) 前払金、出来高払についての特約に関する事項
- (9) 各当事者の一方から契約内容の変更又は中止の申出があつた場合における損害の負担に関する事項
- (10) 天災その他不可抗力による損害の負担に関する事項
- (11) 価格等の変動若しくは変更に基づく対価又は契約内容の変更に関する事項
- (12) 契約に関する紛争の解決方法に関する事項
- (13) その他必要な事項

2 契約権者は、前項の契約書に、契約の相手方とともに、記名押印しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第334条の2第1項の規定により契約書に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合にあつては、法第234条第5項の規定による総務省令で定める措置を講じなければならない。

- 4 工事請負及び物件供給の契約は、前3項の規定によるほか、別に定めるいわき市工事請負契約約款及びいわき市物件供給契約約款によらなければならない。

(仮契約)

第132条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和41年いわき市条例第27号)

第2条及び第3条に規定する契約を締結しようとするときは、契約権者は市議会の議決を経たときに当該契約が成立する旨を記載した別に定める仮契約書を取りかわすものとする。

- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(契約書の作成の省略)

第133条 契約権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第131条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 工事請負又は設計、測量及び調査の委託について、請負代金額又は契約代金額が30万円以上100万円未満のもので、請書の提出があつたとき。
- (2) 工事請負又は設計、測量及び調査の委託、物件の供給で、請負代金額又は契約代金額が30万円未満のものについては、契約事項を記載した見積書(物件の供給で一般競争入札又は指名競争入札に付した場合にあつては、請書)の提出があつたとき。
- (3) 物件の供給について、契約代金額30万円以上50万円未満で請書の提出があつたとき。
- (4) 前各号に掲げるほか、契約権者が契約書を作成する必要がないと認めたとき。

(契約の名義等の変更)

第134条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定める契約変更届により、その旨を契約権者に提出しなければならない。

- (1) 法人である場合において、所在地、商号又は代表者の氏名若しくは役職の変更があつたとき。
- (2) 法人である場合において、当該法人から委任された営業所等又はその所在地、名称若しくは代表者の氏名若しくは役職の変更があつたとき。
- (3) 法人である場合において、同一性を失わない組織の変更があつたとき。
- (4) 個人である場合において、当該個人の住所又は屋号の変更があつたとき。
- (5) 個人である場合において、当該個人が法人を設立するとき(当該個人が法人の代表者となる場合に限る。)
- (6) 契約書の押印に使用している印鑑の変更があつたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、契約権者が必要と認める事項の変更があつたとき。

(契約の承継)

第135条 契約権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を承継させることができる。

- (1) 契約の相手方の死亡等により、相続人から契約承継の申出があつたとき。
- (2) 会社合併、会社分割又は営業譲渡により、契約の相手方から契約承継の申出があつたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、契約権者が必要と認めたとき。

2 前項の規定により契約を承継しようとするときは、別に定める契約承継申請書を契約権者に提出しなければならない。

3 前項の規定により契約承継の申請があつたときは、内容調査のうえ、その適否を決定し、別に定める契約承継決定通知書によつて申請者へ通知しなければならない。

(契約保証金)

第136条 契約権者は、契約の相手方となるべき者をして、請負代金額又は契約代金額（単価による契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額）の10分の1以上の額（市有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、当該一般競争入札に係る入札保証金の額に相当する額）の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めさせなければならない。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに該当する担保の提供をもつて代えることができる。

- (1) 第218条第1項各号に規定する有価証券
- (2) 当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

3 前項の規定により提供される有価証券の担保価額の算定は、第218条第1項に規定するところによる。

4 契約権者は、第2項第2号の保証をもつて契約保証金の納付に代えるときは、契約の相手方となるべき者をして、当該保証に係る証書を提出させなければならない。

5 前項の規定による証書の提出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該証書に係る銀行、金融機関又は保証事業会社が定め、契約権者が認めた措置をもつて代えることができる。

6 契約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前各項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が官公署その他これに準ずると市長が認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 契約（工事又は製造の請負契約並びに設計、測量及び調査の委託契約を除く。）の相手方が、過去2年間に市若しくは他の地方公共団体又は国とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 1件100万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(6) 1件の請負代金額が500万円未満の工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(7) 1件の契約代金額が300万円未満の設計、測量及び調査の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(8) 随意契約（次号に規定する随意契約を除く。）を締結する場合において、請負代金額又は契約代金額が100万円未満のもので、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(9) 土地又は建物の売却に係る随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

7 契約権者は、前項第2号及び第3号の規定により契約保証金の納付を免除するときは、契約の相手方となるべき者をして、当該履行保証保険契約に係る保険証券又は当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

8 前項の規定による保険証券又は保証証券の提出は、電磁的方法であつて、当該保険証券又は当該保証証券に係る保険会社が定め、契約権者が認めた措置をもつて代えることができる。

（連帯保証人）

第137条 契約権者は、必要があると認めるときは、契約の相手方となるべき者をして、連帯保証人を立てさせなければならない。

2 契約権者は、前項の場合において、同項の規定により契約の相手方をして立てさせた連帯保証人について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときはその事由が生じた日から5日以内に更に連帯保証人を立てる旨を約定させなければならない。

(1) 連帯保証人が死亡し、又は解散したとき。

(2) 法令の規定により別段の資格を必要とされる連帯保証人がその資格を失ったとき。

第5節 工事請負

(工事工程表等の提出)

第138条 請負人は、契約締結後14日以内に別に定める工事費内訳明細書及び別に定める工事工程表を作成し、契約権者へ提出しなければならない。ただし、工期が30日以内の工事については、工程表の提出は必要ないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約権者が特にその必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

(工事の着手)

第139条 請負人は、契約締結の日から5日以内に着工し、着工の前日までに別に定める工事着工届を契約権者に提出しなければならない。

(工事現況の報告)

第140条 請負人は、工事着工後、毎月末日現在の現況を契約権者の命じた監督員を経由し、別に定める工事現況報告書により契約権者に報告しなければならない。ただし、工期が60日未満の工事については、この限りでない。

(工事の指揮監督)

第141条 請負人は、工事の施工中、現場に常駐し、契約権者の命じた監督員の指揮監督に従わなければならない。ただし、本人が常駐し難いときは、現場代理人を選び、別に定める請負工事現場代理人選任届を契約権者に提出しなければならない。この場合、請負代金額が50万円未満の工事にあつては、選任届の提出は必要ないものとする。

(主任技術者の届出)

第142条 請負人は、業法第26条の規定による主任技術者（業法第26条の2の場合は専門技術者。以下同じ。）を選び、別に定める主任技術者選任届を契約権者に提出しなければならない。ただし、請負代金額が50万円未満の工事については、この限りでない。

2 前項の主任技術者は、前条の現場代理人と兼ねることができる。

(現場代理人等の交替)

第143条 契約権者は、請負人の現場代理人、主任技術者、使用人又は労務者について、工事の施工又は管理につき、不適当と認められる者がある場合は、請負人に対し、その交替を要求することができる。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第144条 請負人は、契約によつて生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただ

し、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 請負人は、工事の目的物又は検査済工事材料を第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

(一括下請負の禁止)

第145条 請負人は、工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(水中等の工事施工)

第146条 請負人は、水中又は地中の工事その他しゅん工後、外部から検査をすることができない工作物の作業については写真を撮影し、かつ、監督員の立会いがなければ施工することができない。この場合、写真は2部作成し、1部は速やかに監督員に提出し、残り1部は工事しゅん工時に添付書類として契約権者に提出しなければならない。

(材料の検査)

第147条 請負人は、図面及び仕様書に検査を受けることを指定された工事に使用する材料について別に定める工事材料検査願を提出し、監督員の検査を受けなければならない。

(支給材料の取扱い)

第148条 請負人は、契約権者から工事用材料を支給されたときは、速やかに別に定める支給材料受領書を契約権者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により支給された工事用材料を使用するときは、監督員の指定した場所に保管し、かつ、別に定める支給材料受払簿を備えて、その用途を明確にしておかなければならない。

- 3 請負人は、工事しゅん工後、別に定める支給材料受払計算書を契約権者に提出し、材料の使用残品があるときは、速やかにこれを返納しなければならない。

(支給材料の弁償)

第149条 請負人は、契約権者から支給された材料を受領した後において、亡失、滅失又は棄損（以下「亡失等」という。）したときは、現品又はその損害を弁償しなければならない。ただし、その亡失等が天災地変その他さけることができない理由によるときは、この限りでない。

(仕様書等不適合の場合の改造義務)

第150条 請負人は、工事の施工が仕様書又は図面に適合しない場合に、監督員がその改造を指示したときは、これに従わなければならない。この場合、このために請負代金額の増額又は工期の延長をすることはできない。

(工事の中止又は変更等)

第151条 契約権者は、必要があると認めたときは、工事の全部又は一部の施工中止、工事の変更若しくは

工期の伸縮をすることができる。

2 前項の規定による工事の変更等により請負代金額を変更する必要がある場合は、変更前の請負代金額を変更前の設計金額で除し、これに変更後の設計金額を乗じて算出するものとする。

3 第1項の規定による工事の中止等のため請負人が損害を受けたときは、請負人と協議して賠償額を決定する。この場合、協議が成立しないときは、契約権者の認定した額とする。

(変更契約書等の提出)

第152条 契約権者は、前条の規定により変更を生じたときは、別に定める変更契約書（第133条の規定により請書の提出があつたときは、別に定める変更請書）を作成しなければならない。この場合、請負代金額に増減を生じたときは、契約保証金を追徴又は還付する。

(工期の延長)

第153条 請負人は、天災地変その他自己の責任によらない理由により期限内に工事等の完成をすることができないときは、契約権者に別に定める延長承認願を提出し、承認を受けなければならない。

2 契約権者は、前項の申請を受けたときは、実情を調査して、その適否を決定し、別に定める延長決定通知書により通知しなければならない。

(経済事情の激変等による請負代金額の変更)

第154条 工期内に経済事情の激変又は予期することのできない異常の理由の発生に基づき、請負代金額が著しく不適當であると認められるときは、請負代金額を変更することができる。

第155条 削除

(契約の解除等)

第156条 契約権者は、次の各号の一に該当すると認める場合は、契約を解除することができる。

(1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 契約で定める着手期日を過ぎても着手しないとき。

(3) 契約の相手方が解除を申し出たとき。

(4) 前各号の一に該当する場合を除くほか、契約の相手方が契約に違反し、その違反によつて契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。

2 契約権者は、前項各号の一に該当しない場合であつても、やむを得ない理由があるときは契約を解除し、又はその履行を中止させ、若しくはその一部を変更することができる。

3 契約権者は、第1項の規定に基づき契約を解除し、又はその履行を中止させるときは、その理由、期間、その他必要な事項を記載した文書でその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

4 契約権者は、第2項の規定に基づき契約の一部を変更する必要があるときは、契約の相手方と当該契約

の変更に関する契約を締結しなければならない。

(違約金の徴収)

第157条 請負人が、前条第1項各号のいずれかに該当したことにより、契約を解除した場合は、契約代金額（単価による契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10に相当する額を履行不能の違約金として徴収する。ただし、契約権者が特に認めたときは減免することができる。

2 請負人が契約期間内に工事を完成することができないときは、請負代金額から引渡し部分に相応する請負代金額を控除した額に遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（第161条第3項において「遅延利息の率」という。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を履行遅滞の損害金として徴収する。

3 第1項の違約金及び前項の損害金は、請負代金額から控除することができる。

(契約解除に基づく貸与品等の返還)

第158条 第156条の規定により契約を解除された請負人は、貸与品及び支給材料があるときは、速やかに返還しなければならない。

(工事中止等による代金の支払)

第159条 第151条の規定による工事の中止の場合及び第156条の規定による契約の解除による代金の支払については、契約権者は、仕様書その他設計図書に適合している工事の既成部分及び現場に存置している請負人が提出した工事用材料中、検査に合格したものに対しては、工事費内訳明細書の単価に基づいて算出した額を支払う。ただし、工事費内訳明細書を徴しない場合は、設計書の単価に基づいて算出した額に請負比率を乗じて得た額を支払う。

(検査及び引渡し)

第160条 法第234条の2第1項の規定による工事の検査は、総務部長若しくは総務部工事検査課長又は契約権者が命じた検査員が行わなければならない。

2 請負人は、工事がしゅん工したときは、直ちに別に定めるしゅん工届を契約権者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、検査はしゅん工届の提出のあつた日から起算して14日以内に行うものとする。

3 契約権者は、前項の規定により検査を行う場合、必要があると認めたときは、既成部分の一部を取り除かせ、検査後更に請負人の負担をもつて原状に回復させることができる。

4 契約権者は、しゅん工検査の結果その工事の一部が検査に合格しないときは、請負人に対し、別に定める工事手直し指示書により、補修又は改築をさせなければならない。

5 契約権者は、しゅん工検査の結果合格したときは、請負人に対し、別に定める完成工事物受領書を交付しなければならない。

6 その他検査に必要な事項は別に定める。

(請負代金額の支払)

第161条 請負人は、前条の規定によるしゅん工検査に合格したときは、請求書（第35号様式の2）又は別に定める請負代金額の請求書を契約権者に提出しなければならない。

2 前項の規定による請負代金額の支払時期は、請負人からの正当な請求書を受理した日から起算して40日以内とする。

3 契約権者の責に帰すべき理由により、前項に定める支払が遅れたときは、請負人は未受領金額に、その日数に応じ、遅延利息の率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の支払の請求をすることができる。

(前金払の分割支払)

第162条 第83条の2第1項の規定により前金払をする場合において、契約権者が一時に支払うことが不適当と認めたときは、前金払の額を工事工程表により分割算定して支払うことができる。

(前金払の請求手続等)

第163条 請負人は、第83条の2第1項の規定により前金払を受けようとするときは、契約締結の日から20日以内に公共工事前金払請求書に保証証書を添付して契約権者に提出しなければならない。ただし、当該前金払に係る予算が執行されないことにより当該契約の日の属する年度（以下この条において「契約年度」という。）において当該前金払を受けることができない場合にあっては、契約年度の翌年度の4月1日から20日以内に保証証書を添付した公共工事前金払請求書を契約権者に提出することができる。

2 前項の規定による保証証書の添付は、電磁的方法であつて、当該保証証書に係る保証事業会社が定め、契約権者が認めた措置をもつて代えることができる。

(中間前金払の請求手続等)

第163条の2 請負人は、中間前金払を受けようとするときは、公共工事前金払請求書に保証証書を添付して契約権者に提出しなければならない。

2 前項の規定による保証証書の添付は、電磁的方法であつて、当該保証証書に係る保証事業会社が定め、契約権者が認めた措置をもつて代えることができる。

3 第1項の規定により中間前金払を受けようとする請負人は、あらかじめ中間前金払の支払対象者に該当することについて、市長の認定を受けなければならない。

(前金払の変更)

第164条 前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）をした後に工事の設計変更その他の理由により、契約変更を必要とする場合において、変更請負代金額が当初の請負代金額の10分の3以上増減したときは、その増減した額について、既に支払った前金払の額の比率により計算した額を追加払いし、又は返納させることができる。

2 請負代金額が減額したため前金払をすることができないものとなつたときは、既に支払った前払金から、前項の規定によつて減額した額に同項の比率を乗じて得た額を差し引き、その額を返納させる。

(前払金の返納)

第165条 契約権者は、請負人が次の各号の一に該当すると認めたときは、前払金の全部又は一部を返納させなければならない。

- (1) 前払金を当該請負工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 契約に基づく義務を履行しないとき。
- (3) 保証事業会社と保証契約を解除したとき。
- (4) 請負契約を解除したとき。

(既成部分の部分払)

第166条 工事若しくは製造の既成部分について、その全部の完成前にその代価の一部を支払う旨を約定するときは、請負代金額が一件につき100万円以上である場合に限り、これを行うものとする。

2 前項の場合において、当該部分払いする額は、その既成部分に対する代価の10分の9とする。ただし、性質上可分の完成部分に対しては、その代価の全額まで支払うことができる。

3 前項の場合において、既に前金払により当該代金の一部を前払しているときは、当該部分払をする額は、次の算式により算定した額（1万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の範囲内とする。

- (1) 部分払をまだ一度もしていない場合

$$\left(\text{出来高金額} \times \frac{9}{10} \right) - \left(\text{前払金額} \times \frac{9}{10} \times \frac{\text{出来高金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

- (2) 部分払を既に行っている場合

$$\left(\text{出来高金額} \times \frac{9}{10} \right) - \left(\text{前払金額} \times \frac{9}{10} \times \frac{\text{出来高金額}}{\text{請負代金額}} + \text{既に部分払されている額} \right)$$

4 部分払の回数は、次の表に定める範囲内とする。

請負代金の額	前金払をしない場合	前金払をする場合
100万円以上 300万円未満	1 回	
300万円以上 500万円未満	2 回以内	1 回
500万円以上 1,000万円未満	3 回以内	2 回以内
1,000万円以上	契約権者と請負人が協議して定める回数	

5 第160条及び第161条の規定は、前2項の規定により部分払いする場合における検査又は検収及び代価の支払をする場合について準用する。

(部分払の申請等)

第167条 請負人は、前条の規定により部分払いを受けようとするときは、別に定める部分払申請書を契約権者に提出し、出来高の検査を受けなければならない。

2 検査が終了したときは、速やかに部分払金額を別に定める部分払決定通知書により、請負人に通知しなければならない。

(火災保険等)

第168条 請負人は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付し、当該保険証券等を契約権者に提出しなければならない。

2 請負人は、工事目的物及び工事材料等を前項の保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を契約権者に通知しなければならない。

(契約保証金の還付)

第169条 契約保証金は、工事しゅん工検査終了後並びに第156条の規定により契約を解除した場合に還付する。

2 第135条の規定により契約の承継を承認された場合及び届出をした場合には、既納の契約保証金は、承継者の契約保証金とみなす。

(契約不適合責任)

第170条 契約権者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、請負人に対し、市長が別に定めるところにより目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、契約権者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、契約権者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、契約権者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

第171条 削除

第6節 物件その他の供給

(第三者の供給禁止等)

第172条 供給人は、供給物件の全部又は一部を第三者に供給させ、若しくは供給契約上の債権を譲渡することはできない。

(検査及び引渡し)

第173条 供給人は、物件を納入しようとするときは、納品書を提出して検査を受けなければならない。

2 検査の結果不合格品があるときは、供給人は、契約権者の指定する期日までに代品を納入し、更に検査を受けなければならない。

3 前2項の規定による検査に合格したときは、同時にその引渡しを受けたものとみなす。

(物件の分割納入等)

第174条 契約権者は、特に必要と認めたときは、供給人に対し、物件の分割納入を求め、又は物件完納前に既納の検査合格品を使用することができる。

2 供給人は、前項の分割納入をしたときは、別に定めるところにより部分払の請求をすることができる。

この場合における第173条第1項の規定の適用については、同項中「納品書」とあるのは、「物件供給納品書（第165号様式）及び別に定める物件供給部分払申請書」とする。

(物件供給への準用)

第175条 第151条から第154条まで、第156条、第157条、第161条、第166条、第167条、第169条及び第170条の規定は、物件供給の場合について準用する。この場合において、第161条第2項中「40日以内」とあるのは、「30日以内」と読み替えるものとする。

(特殊な場合の契約)

第176条 物件供給及びその他の契約で特殊な場合、この規則を適用し難いときは、その事情に応じて、必要な契約を締結することができる。

第7節 設計、測量及び調査の委託

(処理状況の調査又は報告)

第177条 契約権者は、必要と認めたときは、設計、測量及び調査の委託業務の処理状況につき調査をし、又は当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）に対し報告を求めることができる。

(技術者の届出)

第178条 測量業務の受託者は、関係法令に規定する技術者を定め、技術者選任届を契約権者に提出しなければならない。

(工事請負の準用)

第179条 第138条、第139条、第144条、第145条、第150条から第154条まで、第156条、第157条、第159条から第167条まで及び第169条の規定は、設計、測量及び調査の委託について準用する。この場合において、第160条第2項中「14日以内」とあるのは「10日以内」と、第161条第2項中「40日以内」とあるのは「30日以内」と読み替えるものとする。

第8節 物品の売払い

(違約金の徴収)

第179条の2 物品の買受人が第156条第1項各号のいずれかに該当したことにより契約を解除した場合は、売払代金額の100分の10（市有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、当該一般競争入札に係る契約保証金の額）に相当する額を履行不能の違約金として徴収する。

2 前項の場合において、物品の買受人が契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金の全部又は一部を同項に規定する違約金に充当する。

(契約保証金の還付)

第179条の3 契約保証金は、売払代金の納付後に還付する。ただし、市有財産売却システムによる一般競争入札に係る物品の買受人が市に納付すべき売払代金があるときは、当該買受人の同意を得て当該売払代金の全部又は一部に充当することができる。

(工事請負の準用)

第179条の4 第151条、第152条、第154条及び第156条の規定は、物品の売払いについて準用する。

(省略)

(担保に充てることができる有価証券の種類)

第218条 保証金その他の担保に充てることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その担保価格は、第1号及び第2号の有価証券にあつては額面金額、第3号の有価証券にあつては時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低い方の額とする。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 市長が確実であると認める社債券

2 記名債券を保証金その他の担保に充てる場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

(省略)

(電磁的記録の作成等)

第334条の2 この規則の規定により作成することとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

2 この規則の規定による書類等の提出若しくは送付又は書類等による通知については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法によつて行うことができる。

3 前項の規定により書類等の提出若しくは送付又は書類等による通知が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類等の提出若しくは送付又は当該書類等による通知を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出若しくは送付又は通知を受けるべき者に当該書類等又は通知が到達したものとみなす。